

凡例 1

用途地域種別	建蔽率 (%)	容積率 (%)	高度地区	防火・準防火地域	規制種別	① 規制される日影時間			備考	
						対象建築物	5mを超える範囲	10mを超える範囲		② 指定高さ
第一種低層住居専用地域	30	60	第1種高度地区 (絶対高さ10m)	指定なし	(-)	軒高が7mを超えるか、または地上3層以上の建築物	3時間以上	2時間以上	1.5m	対面建築物のある地域は、日影規制を適用しない。また、日影規制を適用しない場合は、指定高さ1.5mが適用される。
	40	80				4時間	2.5時間			
第一種中高層住居専用地域	50	150	23m第2種高度地区	準防火地域	(-)	高さ10mを超える建築物	3時間	2時間	4m	
	40	80					4時間	2.5時間		
第二種中高層住居専用地域	50	150	17m第1種高度地区	準防火地域	(-)	高さ10mを超える建築物	3時間	2時間	4m	
	40	80					4時間	2.5時間		
第一種住居地域	60	200	23m第2種高度地区	準防火地域	(-)	高さ10mを超える建築物	3時間	2時間	4m	
	40	80					4時間	2.5時間		
第二種住居地域	60	200	23m第2種高度地区	準防火地域	(二)	高さ10mを超える建築物	5時間	3時間	4m	
	40	80					4時間	2.5時間		
準住居地域	60	200	23m第2種高度地区	準防火地域	(-)	高さ10mを超える建築物	4時間	2.5時間	4m	
	40	80					4時間	2.5時間		
近隣商業地域	80	300	第3種高度地区	準防火地域	(二)	高さ10mを超える建築物	5時間	3時間	4m	
	40	400					4時間	2.5時間		
商業地域	80	500	指定なし	防火地域	指定なし	指定なし	指定なし	指定なし	4m	
	80	700					指定なし	指定なし		
準工業地域	60	200	23m第2種高度地区	準防火地域	(-)	高さ10mを超える建築物	4時間	2.5時間以上	4m	
	40	400					4時間	2.5時間以上		

第一種低層住居専用地域は、用途地域で10mの絶対高さ制限が指定されています。

※本図の都市計画はその概略を示すもので詳細については指定図書を参照して下さい。

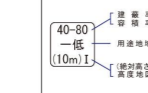
凡例 2

- 用途地域等境界線
- 都市計画道路
- 区画整理区域界
- 新住事業区域界
- 市街化調整区域界
- 特別工業地区
- 特別業務地区
- 特別産業地区
- 生産緑地地区
- 都市計画公園・都市計画緑地
- 特別緑地保全地区
- 地区計画区域
- 地区整備計画区域
- 市街地再開発地区・地区計画区域・地区整備計画区域・高度利用地区
- 一団地の住宅施設

※本図に示す建築協定を表す線は、その概略を示すものです。

凡例 3

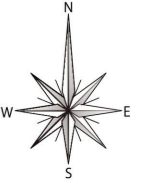
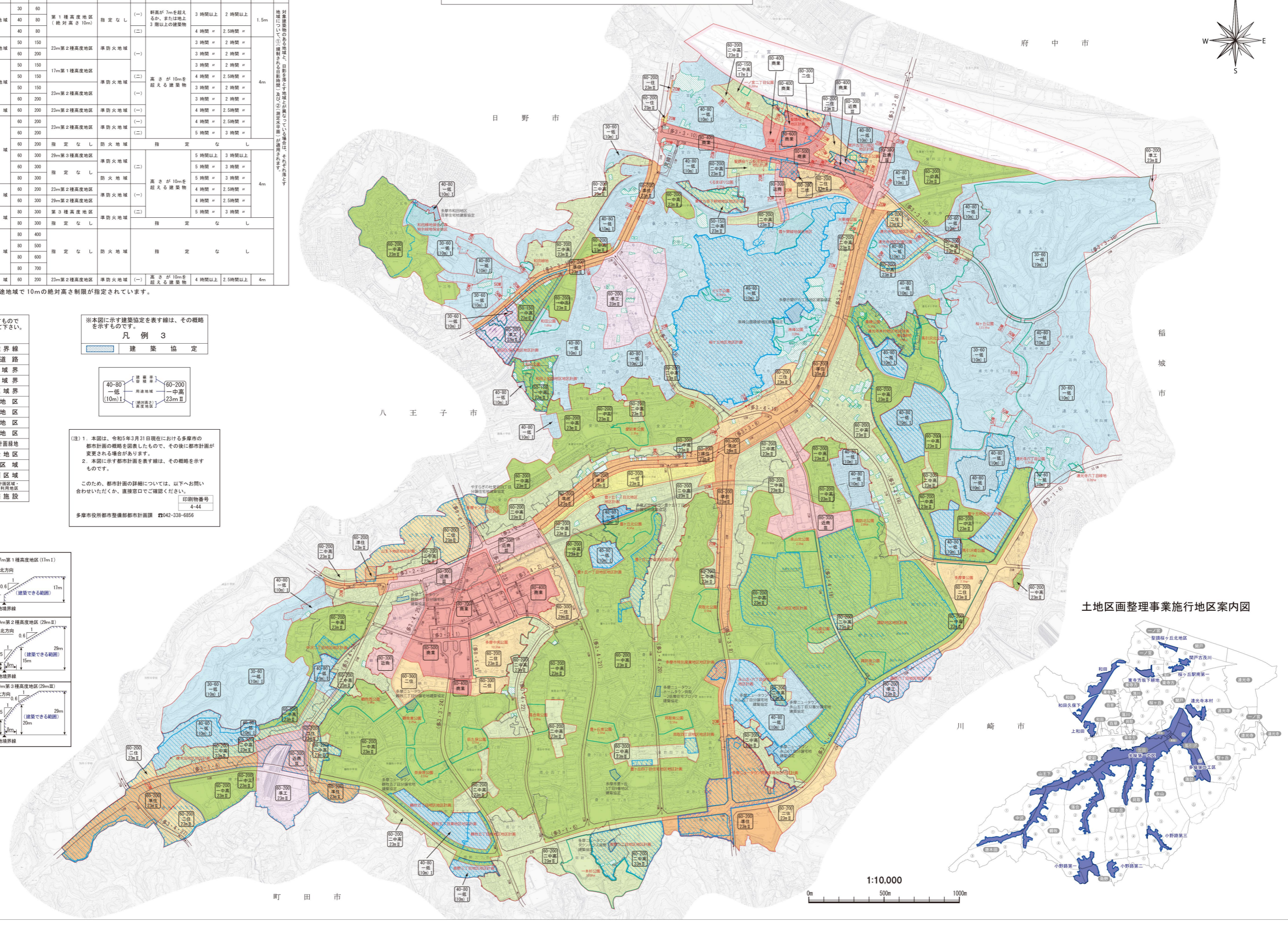
- 建築協定



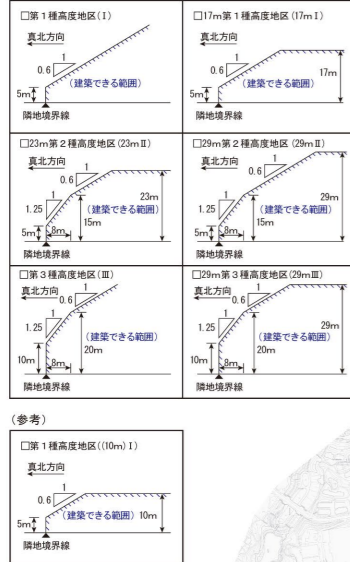
(注) 1. 本図は、令和5年3月31日現在における多摩市の都市計画の概略を示したもので、その後都市計画が変更される場合があります。
 2. 本図に示す都市計画を表す線は、その概略を示すものです。

このため、都市計画の詳細については、以下へお問い合わせいただくか、直接窓口でご確認ください。
 印刷物番号 4-44
 多摩市役所都市整備部都市計画課 ☎042-338-6856

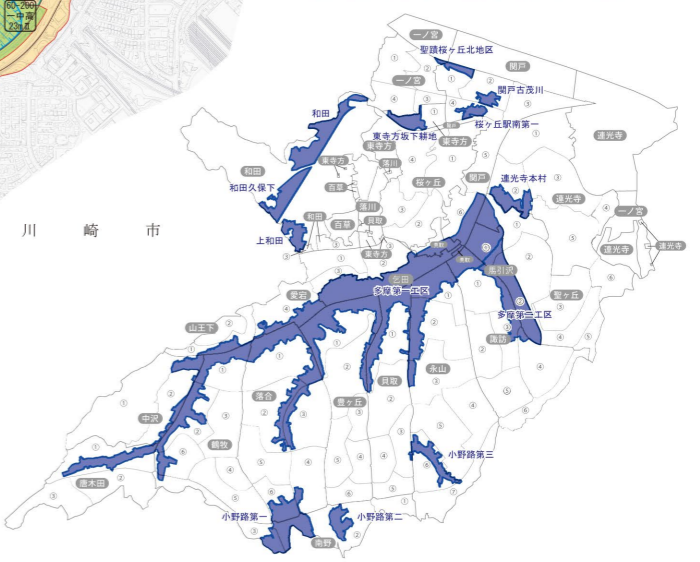
多摩市都市計画図



▼高度地区の種類



土地区画整理事業施行地区案内図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)2都市基交審第70号 令和2年9月14日、ただし計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
 道路網図 (承認番号)4都市基交都第209号、令和5年1月31日
 鉄道網図 (承認番号)4都市基交都第67号、令和5年2月15日
 都市計画図は、多摩市公式ホームページにも掲載されています。